

令和7年度使用広島市立義務教育諸学校用教科用図書採択の基本方針

1 採択の基本

教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容、本市が定めた教育課程編成基準等に則り、児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

また、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合したものを採択する。

その際、次の観点に基づいて、県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査研究を行う。

(1) 中学校用教科用図書について

- ① 知識及び技能の習得
- ② 思考力、判断力、表現力等の育成
- ③ 主体的に学習に取り組む工夫
- ④ 内容の構成・配列・分量
- ⑤ 内容の表現・表記

(2) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

- ① 内容の特徴・程度
- ② 内容の構成・配列・分量
- ③ 内容の表現・表記
- ④ 印刷・製本の状態

2 適正かつ公正な採択の確保

採択権者の権限と責任において、適正かつ公正な採択を行う。

特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

3 開かれた採択の推進

採択に係る情報を公開するなど、開かれた採択を推進する。

※ 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第二条）